

検査時に提出する書類一覧表（契約約款第2条4による）

建築物の構造規模等	SRC造		RC造				S造				備考		
			2階建以上 又は延面積 200㎡ を超える		平屋建て 200㎡以下 (3号建築)		法6条1項 1号・2号 建築物		平屋建て 200㎡以下 (3号建築)				
書類名	検査の種類		中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	
1. 工事監理報告書 表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式1（共通）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式2（基礎配筋）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	3号建築物は施工状況写真でも可
様式5（鉄筋コンクリート造）	●	●	●	●	●	●							3号建築物は施工状況写真でも可
様式6（鉄骨造）	●	●						●	●	●	◎	●	3号建築物は施工状況写真でも可
様式7（シックハウス関連）		●		●		●			●		◎		使用建築材料表・施工写真等
様式8（防火区画等）		◎		◎		◎			◎		◎		防火区画又は防煙区画されている建物
様式9（バリアフリー関係）		◎		◎		◎			◎		◎		該当する建物
様式10（詳細報告）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	様式1～様式9に記入しきれない場合
様式11（各資料チェックリスト）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2. コンクリート工事施工（計画・結果）報告書及び 打込み表	●	●	●	●									（計画）はコンクリート工事前に配合報告書と共に提出
3. 鉄骨工事施工状況報告書	●	●						●	●				
4. 建築設備工事監理報告書		●		●		●			●		●		大阪府内の建築物（全ての規模）及び大阪府外の建築物 （延べ面積が500㎡を超えるもの）該当項目のみ記載
4-1. 建築設備工事監理報告書（簡易版）		◎		◎		◎			◎		◎		上記4. 建築設備工事監理報告書適用要件のうち、大阪府内の建築物で、戸建て住宅及び法第6条第1項第2号建物については簡易版使用可
5. 省エネ基準工事監理報告書		◎		◎		◎			◎		◎		建築物省エネ法第11条に規定する省エネ基準適合義務が必要な建築物

●印は全建物 ◎印は各項目に該当する建物 ※中間検査がない場合は完了検査時に提出すること。電子申請の場合はデータで提出すること。 R8.1

検査時に提出する書類一覧表（契約約款第2条4による）

建築物の構造規模等	木造軸組み				木造枠組み				平屋建て 200㎡以下 (3号建築)		備考	
	2階建以上		200㎡を超える		2階建以上		200㎡を超える		中間	完了		
書類名	検査の種類											
	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了		
1. 工事監理報告書 表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式1（共通）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
様式2（基礎配筋）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	3号建築物は施工状況写真でも可
様式3（木造軸組工法）	●	●	●	●					●	◎	◎	3号建築物は施工状況写真でも可
様式4（木造枠組壁工法）					●	●	●	●	●	◎	◎	3号建築物は施工状況写真でも可
様式7（シックハウス関連）		●		●		●		●		◎	◎	使用建築材料表・施工写真等
様式8（防火区画等）		◎		◎		◎		◎		◎	◎	防火区画又は防煙区画されている建物
様式9（バリアフリー関係）		◎		◎		◎		◎		◎	◎	該当する建物
様式10（詳細報告）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	様式1～様式9に記入しきれない場合
様式11（各資料チェックリスト）		●		●		●		●		●	●	
2. 建築設備工事監理報告書		●		●		●		●		●	●	大阪府内の建築物（全ての規模）及び大阪府外の建築物（延べ面積が500㎡を超えるもの）該当項目のみ記載
2-1. 建築設備工事監理報告書（簡易版）		◎		◎		◎		◎		◎	◎	上記4. 建築設備工事監理報告書適用要件のうち、大阪府内の建築物で、戸建て住宅及び法第6条第1項第2号建物については簡易版使用可
5. 省エネ基準工事監理報告書		◎		◎		◎		◎		◎	◎	建築物省エネ法第11条に規定する省エネ基準適合義務が必要な建築物

●印は全建物 ◎印は各項目に該当する建物 ※中間検査がない場合は完了検査時に提出すること。電子申請の場合はデータで提出すること。 R8.1